

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定において準用する同法第25条の3第2項の規定により、大阪広域水道企業団四條堰水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和4年10月3日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	更新年月日	有効期間の満了の日
四條堰 第164号	株式会社クラシアン 今田 健治	神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目 2番地1	令和4年9月30日	令和9年9月29日